

公共工事の中間前金払に関する取扱要領

平成 29 年 2 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、村が発注する公共工事の中間前金払(地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)附則第 3 条第 3 項に規定する既にした前金払に追加してする前金払をいう。以下同じ。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 中間前金払の対象となる工事は、当初の請負代金額が 300 万円以上の土木建築に関する工事または測量の請負業務(以下「対象工事等」という。)とする。

(中間前金払と部分払の選択)

第 3 条 対象工事等のうち、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に受注者が選択するものとする。

2 前項に規定する対象工事等の受注者は、中間前金払と部分払の選択に係る届出書(様式第 1 号)を契約締結時に村長に提出しなければならない。なお、前項による選択について、契約締結後の変更はできないものとする。

(中間前金払の額)

第 4 条 中間前金払をする額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とする。ただし、中間前金払を支出した後の前金払額の合計額は、請負代金額の 10 分の 6 以内とする。

2 前項の規定により計算した中間前金払の額に 1 万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(要件)

第 5 条 中間前金払は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている場合に行うものとする。

- (1) 中間前金払と部分払の選択に係る届出書が提出されていること。
- (2) 前金払を受けていること。
- (3) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (4) 工事工程表により、工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の認定申請等)

第 6 条 受注者は、中間前金払に係る認定を受けようとするときは、中間前金払認定申請書(様式第 2 号)に次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 工事履行報告書(様式第 3 号)
- (2) 工事写真等施行状況が分かるもの
- (3) その他村長が必要と認める書類

2 発注者は、受注者から中間前金払認定申請書が提出されたときは、その内容を審査し、第5条各号に掲げる要件の全てを満たしていると認めるときは、速やかに中間前金払認定書（様式第4号）を受注者に交付するものとする。

（請求及び支払）

第7条 受注者は、中間前払金の支払を受けようとするときは、中間前金払請求書（様式第5号）に中間前払金保証証書を添付して請求するものとし、発注者は請求を受けた日から14日以内に支払うものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 本要領は、平成29年2月1日以降の入札公告から適用する。